

[008]障害史研究表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/7420027>

出版情報：障害史研究. 8, 2026-03-30. Society for Disability History Studies (Shōgaishi Kenkyūkai)

バージョン：

権利関係：



大阪・医療法人爽神堂七山病院巡検報告

山本 聡美

(早稲田大学)

はじめに

2025年2月5日(水)、大阪・医療法人爽神堂七山病院にて、江戸時代～明治・大正期の精神医学関係史料(以下、本稿では爽神堂史料と総称する)の調査を実施した。参加者は、本科研代表者の高野信治、分担者の高久彩と山本聡美に加え、協力者の中村治(京都府立大学特任教授:精神医学史)とMarta Sanvido(マルタ・サンビド、独・ハンブルグ大学リサーチフェロー:宗教文化史)の総勢5名である。同病院の起源は戦国時代に遡り、浄土真宗浄見寺内に設立された医療施設爽神堂を母体とする。近代以降も、西洋医学と漢方、さらに仏教精神に基づく複眼的見地から、精神疾患の治療にあたってきた歴史を有している。本稿では、当該科学研究費の研究課題(障害史構築にむけた学際的資料研究)を軸に、爽神堂史料からうかがわれる寺院を母体とする医療とその近代化の歴史について報告する。

一 医療法人爽神堂七山病院の沿革及び先行研究

医療法人爽神堂七山病院は、大阪府泉南郡熊取町に所在する私立病院で、和泉山脈から大阪湾に注ぐ見出川中流西岸の高台に病棟が並ぶ。精神科と心療内科を中心に、内科・歯科を併設し、さらに法人全体としては、メンタルクリニック、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所、グループホーム、心の病気や障害についての相談支援センター(熊取町委託事業)、就労継続支援B型事業所といった関連施設を通じて、精神医療だけでなく広く障害や高齢者医療に取り組んでいる。また、2024年には、新たに東大阪市の阪本病院(明治25年

大阪市中崎に設立された大阪癲狂院を前身とする)が法人に加わることで、診療地域が一層広域にまたがることとなった。

同法人理事長の本多義治氏(七山病院名誉院長)及び智子夫人(同法人副理事長)は、揃って浄土真宗大谷派(東本願寺)で得度し僧籍を有しておられ、義治氏は、創建が戦国時代に遡る浄見寺第16代住職を兼務する。筆者が本多ご夫妻の知遇を得たのは、2021年8月に開催された第21回関西精神文化研究会にて、中世日本の仏教絵画に関する口頭発表をした際、同研究会主催者の木下利彦先生(関西医科大学医学部精神神経科学講座・教授、2024年より同大学名誉教授)よりご紹介いただいたことがきっかけである。筆者自身が、仏教絵画における病者表象の研究を行っていたことから、「住職を兼務する病院長」というお立場に関心を抱くこととなり、その後も継続的にご相談を重ね、2025年2月の史料調査が実現する運びとなった。

医療法人爽神堂七山病院及び浄見寺の歴史に関しては、既に以下の書籍・学術論文・記事において詳しく紹介されている。

- ①『爽神堂四百年』(医療法人爽神堂七山病院発行、2007年8月)
- ②鈴木英鷹・本多義治・森山健三・本多秀治・高内茂「七山浄見寺爽神堂および七山病院の歴史」(『精神医学史研究』6-1、pp.61-70、2002年4月)
- ③本多義治・鈴木英鷹・本多秀治・入澤聡「地方都市精神病院における作業療法の草分け(大正初期における七山病院の取り組み)」(『精神神経学雑誌』111-9、pp.1047-1054、2009年)
- ④「グラフ 歴史とともに歩む 医療法人爽神堂 七山病院」(『病院』69-8、pp.569-572、2010年8月)
- ⑤鈴木英鷹「爽神堂七山病院四百年」(『精神医学史

研究』15- (1・2)、pp.44-48、2011年)

⑥本多秀治・本多義治「爽神堂七山病院における精神疾患の漢方治療 近代向精神薬出現までの薬物療法」(『日本精神科病院協会雑誌』32-3、pp. 219-222、2013年3月)

⑦本多義治「爽神堂 七山病院の424年」(『日本精神科病院協会雑誌』42-6、pp.555-559、2023年6月)

これらの文献の中で、特に①『爽神堂四百年』は、史料の影印や翻刻を豊富に掲載し、戦国時代から現代に至る爽神堂の歴史を総合的に解説する基礎資料である。ただし、本書は爽神堂四百年記念事業の一環として編纂された非売書籍であることから一般に参照する機会が限られており、この点が惜しまれる。同書掲載史料の一部については、公刊された他の論文や記事(②~⑦)、また同病院ウェブサイト併設された「爽神堂の歴史」(<https://soshindo.jp/history/>)においても、影印や翻刻・解題を参照することができる。加えて、自治体史料『熊取町古文書集成 I 七宝山浄見寺文書』(同町文化財保存財団、2004年3月)の上梓は、当該地域史に本病院が深く根ざしてきた証でもある。

二 2025年2月5日の調査史料について

以下本稿では、2025年2月5日の調査に際して実見が叶った史料を紹介しつつ、浄見寺内の療養施設から七山病院への推移を概観する。資料名の後の()内に、向後の参考として『爽神堂四百年』掲載の史料番号と掲載頁、またその他の文献における掲載状況を記した。

(1)「懇志請取奉書(慶長四年)」(史料1、21頁、文献②)

本願寺より送られた「泉州七山村道場 門徒衆中」宛の書状で、慶長四年(1599)2月12日の日付を有している。内容は、七山村道場から本願寺に対して燈明錢壹貫文が寄進されたことへの礼状で、署名する西川織部・粟津勝兵衛・粟津右近尉・下間治部卿は、いずれも本願寺第12代門主の教如上人(1558-1614)の家臣として知られる。教如は、文禄2年(1592)に秀吉の命で門主を弟の准如に譲り隠居の身となっ

ていた。しかし、慶長3年に秀吉が没すると、翌年にあたる慶長4年11月には、教如主導で宗祖親鸞著『三帖和讃』や『正信偈』が開版されるなど、「懇志請取奉書」が発給された慶長4年には、再び教団を統率する姿勢を示している。同7年(1602)、徳川家康が京都烏丸七条の地を教如に寄進したことによって、翌8年(1603)には東本願寺が成立、教如が改めて第12代門主としての地位を確立し、東西本願寺の分裂が決定的となった。

このような時代背景から見ると、本史料は、教団分裂に揺れる中世末期の本願寺門徒衆の中にあつて、七山村道場が早くから教如支持の立場であったことを示すものである。寺伝によれば、浄見寺は、尾張国知多郡布土村出身の浄仙坊義圓が天正元年(1573)に開いた浄仙坊を前身とし、義圓の息子である本多佐内(浄見坊義風)によって開かれたようである。以後、江戸時代を通じて知多の浄仙坊(浄仙寺)と七山の浄見坊(浄見寺)は姻戚関係も続いている。また、義圓については、家康側近の一人である本多正信の弟である可能性が推定されているが史料的な裏付けは見出されていない。そのような意味からも、本史料は、七山の地における戦国期に遡る浄土真宗(教如教団)の活動を実証するものとして重要である。なお、「浄見寺」としての寺号の獲得は、貞享元年(1684)、第5代住職詮了の時期に降る。

(2)「貫名菘翁賀詩」(史料15、62頁、文献②)

浄見寺における、本格的な医療活動の足跡が史料上に現れるのは、同寺中興の祖である第11代住職・義勸が活動した天保から安政にかけて、19世紀半ばのことである。浄見寺には、儒者として高名を馳せ、書家・文人画家としても知られる貫名菘翁(海屋、1778~1863)から義勸へ、さらにその息子の義憧(第12代住職)に対して送られた書簡が多数現存しており、特に、義勸満60歳(数えで61歳)の記念に贈られたこの賀詩からは、当該期の浄見寺が医療施設としても盛況を極める状況がうかがわれる。以下、『爽神堂四百年』掲載の、下村欣司氏(元岸和田高校教諭、元熊取町文化財保護審議委員)による翻刻と解題を手掛かりに、その内容を見ておく。

義勸上人六十一初度索詩

上人住山中、種橘数百株、年々匪献本山餘
餉及余等。寺有秘方、療狂疾、遠近乞治者
踵相接

匝地千頭種木奴獨癩

一葉比靈符上天感

應元無舛當補香

山七老圖

摘菘翁苞題祝 白文方印（貫名苞印） 朱文
方印（君茂）

詞書に「上人山中に住み、橘数百株を種え、年々本山に匪献し、餘餉は余等に及ぶ。寺に秘方有りて、狂疾を療し、遠近より治を乞う者踵を相接す」とあるように、寺域には柑橘類が植えられ、その果実は本山（東本願寺）に献上される他、菘翁はじめとする縁者にも分け与えられていたようである。単に果物として賞味されていただけでなく、その後続く一文からは、橘の実や皮が、寺に秘方として伝わる精神疾患の治療薬としても使用されていたこと、さらにはその評判が遠近から治療を求める人々の列を招き寄せていたことが知られる。これが賀詞に用いられた美辞麗句にとどまらないことは、爽神堂史料中に、かつて一子相伝で伝えられた漢方薬の製法が、明治期に文書化されたもの（文献①史料42「精気丸」、文献②）があり、そこに生薬としての陳皮（柑橘類の皮）も含まれていたことから明らかである。

一方で、詩文の中に「一葉は靈符に比す」と、浄見寺の橘の効能は、単なる薬効を越えて神仏の靈験にも匹敵するというレトリックが用いられている点も興味深い。また、浄見寺爽神堂では鍼灸による施術も行っていたことが、寺内に、江戸時代のものと思われる鍼灸練習用の経穴人形が伝来していることから判明する。

(3) 「医業免許状」(史料25、85頁、文献②)

「開業嘆願書下書き」(史料26・27、86～87頁)

第12代住職・義憧の代に明治維新を迎える。義憧は明治6年（1873）に46歳で没しているがその直前の明治4年（1871）年に浄見寺爽神堂を病院とするための申請を、廃藩置県直後の岸和田県に対して行

い、同年10月には、岸和田県病院から認可された「狂癩治療一科 医業免許」が「浄見寺 義憧」宛に発行されている。そして、おそらくこの申請に先立って記されたものと思われるのが「開業嘆願書下書き」である。そこには、代々「癩狂を療し来り候」という由緒と、「然るところ今般御一新に付、内業の義御差留も相成り候様承り心痛仕まつり候」という、明治維新によって漢方医業が停止されるのではないかと懸念が記され、「狂人療養」の治療を継続できるよう嘆願する内容となっている。

ここで義憧が記した「心痛」は決して杞憂ではなく、実際、明治7年（1874）8月には、明治政府が定めた医療行政制度である「医制」が布達され、医師の開業や病院開設には国の定める試験に合格し許可を得ることが必須となった。これは漢方に代わって西洋医学へと切り替える国の方針を推進する制度であり、明治9年（1876）の「医師開業試験法」の制定とも連動している。さらに、明治16年（1883）の「医師開業試験規則」と「医師免許規則」の制定によって、近代日本の医療制度が一定の完成を見ると、少なくとも制度の上では、「医療」とは西洋医学を指すものとなっていくのである。

義憧は、病院としての許可申請と並行して、明治5年（1871）に、後に浄見寺第13代住職となる息子の栄（文久2年に9歳で得度して、義端）を、満16歳で大阪病院兼医学校に入学させている。栄は、途中、同6年の父義憧の逝去という事態に見舞われながらも、同7年には堺県医学校に入学し、同13年（1849）にかけて西洋医学の研鑽を積み、和歌山病院で得た卒業証書も含めると、理学科、化学科、解剖学科、生理学科、病理学科、薬物学科、内科学科、外科学科について卒業資格を得ている（文献①史料29「西洋医術、全8科目の卒業証書」）。父の生前には、漢方医学を十分に伝授されていたであろう栄が、明治維新後いち早く西洋医学の知識と経験をも獲得したことが、その後の七山病院の礎となった。

明治6年の義憧逝去に伴い、義憧宛に発給された医業の免許状はいったん無効となったものの、新時代の医療制度に適応を果たした栄は、明治11年（1878）2月には浄見寺境内にて開業している。そして、明治15年（1882）11月には、同境内にて「本

多病院」として、大阪府知事から許可を受けた病院の開設に至る。

(4)「大阪朝日新聞・明治13年3月14日掲載広告」
(史料30、92頁)

「大阪朝日新聞・明治14年6月11日掲載広告」
(史料31、93頁)

「大阪朝日新聞・明治14年8月14日掲載広告」
(史料32、93頁)

このような時期の栄が、西洋医学に基づく神経病治療について新聞紙上に出した広告が明治13年(1880)3月14日、同14年6月11日と8月14日の大阪朝日新聞に掲載されている。これによると、栄は七山の地だけでなく堺や東区瓦町(現在の大阪市中央区瓦町)に出張して治療を行っていたようである。また、広告の末文に「但シ貧窮ノ人ニハ、当分施療施薬仕候事」と貧しい人には無償での医術を申し出ていることは、まさに栄が僧侶として実践する病者救済の一面もうかがわれる。さらにここでいう「施薬」とは浄見寺秘伝の漢方薬を指すことが、爽神堂史料に含まれる明治期の文献から知られる。これは、明治7年の「医制」によって売薬の製造販売にも免許が必要となったことから、それ以前には一子相伝の秘薬であった製薬方法が、一部文書化されたものである(文献①史料42、115頁)。栄の時代には、爽神堂では「健児丸」「精気丸」「小児丸(治中丸)」「清明丸」の四種類の漢方薬を用いていたようである。この意味で、栄が実践する神経病治療は、西洋医学と漢方を併用したものであった。

(5)「明治6年頃の浄見寺境内の建物配置」(史料35、p.100)

「本多病院開設当初の配置図」(史料36、p.101)

「七山病院設立願控」(史料37、p.104)

「明治32年に新築された監置病舎」(史料38、p.106)

「病舎の写真」(文献①の pp.102-103、文献②)

「養生園増設許可申請、設立趣意書」(史料39、107~108頁)

上記の史料のうち、まず「明治6年頃の浄見寺境内の建物配置」と「本多病院開設当初の配置図」を

比較することで、境内の医療施設が拡張された過程が判明する。明治6年頃に記された浄見寺内の建物配置図には、本堂に加え座敷や庫裏、土蔵などが並び、通常の寺院の施設を用いての治療が行われ、必要に応じて少人数の患者を収容して治療するといった規模であったことが分かる。一方、明治15年開設の本多病院は、敷地こそ浄見寺の境内内に収まっているが、診療室1室、薬局1室、病室10室を有する本格的病院としての姿が整っている。

さらに、明治22年(1889)8月に七山病院と改称した後、増設を繰り返しながら近代病院としての基盤が拡充されていく。七山病院設立の経緯を示すのが「七山病院設立願控」であり、原本は明治22年8月16日付で大阪府知事・西村捨三宛に提出されている。院長・本多栄以外に、医師2名、薬剤員2名、看護人3名の人員での開設であった。明治2年当時の建築図面は存在していないが、病院の規模は、木造平屋建ての病室3棟に、診療室1室、薬局1室、病室19室(内、隔離室2室)であったようだ。これは「明治32年に新築された監置病舎」の図面に、ほぼそのままの規模で継承されており、さらに明治32年には、境内内に監置病舎(11室)が新設された。浄見寺の本堂が建替えられた平成12年(2000)まで現存していた監置病舎の建物は、旧本堂を含む他の病棟とは別棟として建てられており、その区画の入り口は門扉で施錠される構造となっていた。この時期の浄見寺境内や病舎の様子は多くの古写真に記録されている(文献①②)。

ただし、七山病院においては、入院患者を監置一辺倒ではなく、作業療法などを通じて治療効果を目指す試みが明治40年(1907)頃から取り込まれている。そしてその延長線上で栄が構想したのが、軽症者を開放病棟で治療するための施設「養生園」の増設であった。明治45年(1912)に大阪府知事・犬塚勝太郎宛に提出された「養生園増設許可申請、設立趣意書」には「静粛ニシテ土地高燥、空気清浄、風光絶佳ノ場所ヲ選定シテ養生園ヲ建設シ、軽微ノ精神病オヨビ精神病者ヲ収容シ療養セシメル」との趣旨が述べられている。この申請は同年のうちに許可され、大正2年(1913)5月に浄見寺から約200m離れた高台に養生園が竣工した。これが現在の七山病

院の所在地となる。設立時の養生園は、1,050坪の敷地に、洋館2階建ての本館、病舎、広大な庭園と溜池を有し、入院定員は110名という規模であった。

養生園を舞台にした新しい治療の確立に、実質的に尽力したのは、栄の三男である治（浄見寺第14代住職・信隆）である。明治44年（1911）に大阪府立高等医学校を卒業し、その2年後に養生園が完成すると同時に七山病院院長に就任している。この後、治が率いる七山病院、なかでも養生園における医療実践については関係史料も多く残り、近代日本における精神医療史を実証的に捉える上で貴重な情報源となるはずである。

おわりに

幕末から明治にかけての時代の転換期において、近代的精神医学確立過程で、寺院や僧侶が果たした役割は大きい。特に京都ではそれが顕著であるように思うが、岩倉大雲寺はもとより、明治5年（1872）

に永観堂の住職東山天華らが青蓮院境内に設立した粟田口療病院、明治8年（1875）に南禅寺の一画に開かれた京都癲狂院など多くの事例を数えることができる（その一端は、本誌掲載の中村 治「精神障害者と暮らしてきた町・岩倉」も参照）。前近代の寺院における医療実践や作善行為としての医術の実態をひもとくことで一層明らかになる障害史の文脈が存在する。爽神堂七山病院の事例は、幕末・明治期の資料が比較的豊富に残り、寺院史の側からも医療史の側からも総合的な検討が可能となる好例である。2025年の巡検では、ひとまず明治までの史料調査に留めることとなったが、今後も継続的に資料の調査と分析に取り組んでいくことを企図している。

付記

本調査実施に際しては、本多義治・智子ご夫妻にご高配とご助力を賜り、資料の提供や本稿校正にもご協力いただきました。ここに記して深謝の意を表します。

第19回科研研究会記録

2025年12月6・7日、京都市において、第19回（前科研研究会からの通番）科研研究会を開催した。通例であれば、研究会の記録は本誌巻末の「活動報告」欄に「本科研・障害史研究会」として掲載するが、第19回研究会は、いずれも精神障害に関連する史料閲覧と研究報告および巡見を行ったので、ここに別途立項した記録とする。

研究会の概要は次の通りである。

○史料閲覧（於・京都府立京都学・歴彩館、12月6日〔午前〕）

○研究報告（於・京都府立大学文学部、同日〔午後〕）

赤司友徳（九州大学准教授）「監獄のなかの精神障害者 ― 1900年『精神病者監護法』前後の処遇と責任の再編 ―」

中村 治（京都府立大学特任教授）「精神障害者と暮らしてきた町・岩倉」

○巡見

12月7日、京都市左京区岩倉地区の精神医療史史跡の巡見

このうち赤司報告は研究ノートとして論文化し、中村報告の概要および瀧澤利行（茨城大学教授）による総括を以下に載せた。

（謝辞）

史料閲覧にあたっては東昇（京都府立大学教授）および山本琢（京都府立京都学・歴彩館古文書・古典籍特別資料担当）、また巡見に際しては中村治、以上各氏のご協力、ご尽力を得たことを記す。

精神障害者と暮らしてきた町・岩倉

中村 治

(京都府立大学特任教授)

御香水の由来

「北岩倉大雲寺御香水の由来を尋奉るに、人皇七十一代の帝後三条院第三の皇女御歳二九（志うハチ）の御頃より御心地常ならず在まし、丈なる御髪をも乱し只帳中にかくれ給ひ、近侍の女房はいふに及はず、御父帝にさへ御物がたりをもなし給はず又ときハさまさま訳なき事を乃たまひ物に乱れ給ふ御有さま申も恐き御事なり。さなから帝いたく叡心を悩ませ給ひ、諸社諸山へ御立願あらせられけるに、一夜鴨皇太神宮の御託ありけるニハ、京洛の北壺里余に靈山あり其奥に一ツ乃池あり此地跋難陀龍王仏法興隆衆生済度の〇〇に観音薩埵守護のため来向あること久しかるがゆゑ、此〇水を服せんにハ心の乱たる又ハ眼疾の悩ミ忽平〇さらに疑ひあるべからずと告たまふ。帝神託をかしく給ひ近侍に勅じて北山を尋させ給ふに當山観音院の西谷に不増不減の靈池三井寺闕伽井の水源あり、この由奏し奉るに帝叡喜斜ならず、日々にこの靈泉を敬服せしめ、昼夜観世音に御祈誓ましましけれハ、不測なるかな、皇女の御心日々に清々しく不日に御平愈あらせらる。帝叡感のあまりに若干の莊園を御寄附あらせられ堂塔修覆を加しめ給ふ。尔来こ乃こと京洛はいふにおよはず百里の遠き国々までも狂気の者眼病の族貴賤〇〇乃差別なく一心に信仰祈願のともがら不測乃利益を蒙らざるハなしこれ皆諸人乃志ると〇ろながく猶其由来を恐〇し謹て参拝なし悪疾業病乃患をまぬかれ給ハんを

敬白 岩倉山大雲寺 執事」

佳子内親王が病気になったことは確かでも、それが精神病であって、しかも岩倉で癒されたかどうかは、可能性はあるものの、わからない。

大雲寺焼失・十一面観音菩薩像の禁封と開帳

天文15年（1546）10月28日に足利義晴側にたつ細川国慶によって、大雲寺も神社も民家も焼かれた。岩倉は、天文20年（1551）3月と9月には三好長慶によって、そして元龜4年（1573）には明智光秀によって攻められた。

「天文十五丙午年 [1546] 十月廿八日、……仏閣、神殿、寺務之招提、衆徒之房舎、山林、民屋、兵火ノ為ニ煨燼ト成ル。……然ルニ奇ナル哉、本尊、火不能焼ノ神力掲焉トシテ、猛火其尊容ヲ損セズ。靈像、自ラ出テ鐘樓ノ側ラニ在マス。」（権少僧都恕融『大雲寺堂社旧跡纂要』、1699年（竹田源1997年翻刻）、pp.54-55）。

「永禄三庚申年 [1560] 十一月十八日、明学坊永源、仮ニ厨子ヲ作り、コレヨリ禁封シ、尊容ヲ見タテマツルコト無シ。」（『大雲寺堂社旧跡纂要』（竹田源翻刻）、pp.56-57）

「本堂七間四面。寛永十八年 [1641]、実相院前大僧正義尊、之ヲ再興セラル。厨子ハ、東福門院同時ニ之ヲ寄附シタマフ。」（『大雲寺堂社旧跡纂要』（竹田源翻刻）、p.58）

「義尊僧正の門跡たるや、道晃親王と異父同母兄弟なるにより大に寺運を挽回し大雲寺をも兼務し主客勢を異にし大雲寺は反て其支配に属する事となれり。」（京都府愛宕郡役所『洛北誌』（『京都府愛宕郡村志』）、大学堂書店、1972年（初版は1911年）、p.315）

「秘スル所ノ靈容ハ、永禄三年ヨリ、元禄三年ニ至マテ百三十一年、堅ク秘シテ、開帳スルコト無シト雖モ、実相院宮、聊カ所願有テ、元禄三庚午年三月廿七日、衆徒ニ命シ、錦帳ヲ褰ケ令ム。コレ、併ラ、済度ノ本誓ニ称ウベキモノナリ。法会化儀等、具ニ

ハ別記ノ如シ。来集ノ男女法場ニ溢レ、群居ノ商賈、山麓ニ満ツ。七月廿七日ニ至閉帳ナリ。マタ翌年三月廿一日ヨリ二七日開帳。其所以ハ、去歳、聖容ヲ瞻タテマツルニ、頂上ノ仏面敗壞シ、持物散失ス。故ニ仏工ニ命シ、其闕ヲ補ハル。御首ノ損敗ハ旧記ニ載ル所ヲ見ルニ、火不能焼ノ神力、奇ノ中ニ奇ナルモノナリ。其上、衆人尊顔ヲ瞻仰シ、其元由ヲ聞テ却テ信念恭敬ノ思ヒヲフコフス。故ニ、猶、後人ヲシテコレヲ知ラシメン為ニ、御首ハ修覆ヲ加ヘラレズ。……開眼供養ノ為、二七日開帳スルナリ。」(『大雲寺堂社旧跡纂要』(竹田源翻刻)、pp.61-63)

大雲寺への参籠者の増加と精神病者預かりの始まり

現存する史料で確認できる限りでは、大雲寺に参籠した最初の者は、大雲寺の「日記」(宝永3年(1706))に見られる山端村嘉兵衛で、ナタが眼に当たって失明し、さらに膿漏眼をわずらっていたが、元禄10年(1697)、大雲寺観音の宝前に籠もって読経にはげんだところ、ついに両眼が開いた(跡部信・岩崎奈緒子・吉岡真二「近世京都岩倉村における「家庭看護」」上、『精神医学』第37巻第11号、医学書院、1995年、p.1222)。

「別而当寺之霊像、其勝利現量スル者ヲ挙ルニ、一心称名スレハ、盲瞽忽チニ開キ、常念恭敬スレハ、疾速カニ愈ユ。」(『大雲寺堂社旧跡纂要』(竹田源翻刻)、p.58)

宝永6年(1709)、参籠人のための「滝垢離場」や「本堂参籠所」を新設(「近世京都岩倉村における「家庭看護」」上、p.1222)。

「請状之事 一 大雲寺様御境内万足屋六治郎茶見世之儀ニ付何様之六ヶ敷義出来仕候共私何方迄も罷出急度埒明其許江少シも御難義懸ケ申間敷候為後日仍而如件。宝暦四年[1754] 戌二月。山端町 請人助四郎。同 茶見世主 六治郎。車や新五郎殿」(北山病院保管今井家文書)。

「与兵衛と申三十三才に成候者、先月廿日頃より逆上致乱心に相成候に付、当月十九日より北岩倉観音堂へ籠り、滝に打たせ介抱人付置候」(京都町触研究会編『京都町触集成』第4巻、岩波書店、1984年、

p.380 [明和2年(1765)])

「瀑有り。……狂乱の人、此水に浴するときは則ち愈ゆ」(黒川道祐『雍州府志』巻一山川門愛宕郡岩屋山(1682年~1686年)(『雍州府志』上、岩波書店、2002年、p.72)。

大雲寺の滝は、低くて細く、病を除くことができないので、滝としては雲ヶ畑岩屋山志明院の滝のほうがよいという(香川修徳『一本堂葉選統篇』・1738年)。

精神病患者が集まることに関しては雲ヶ畑に遅れをとっていた岩倉であるが、1800年代初め以降、精神病患者が多く集まる場所となっていたのは、雲ヶ畑ではなく、岩倉であった。

精神病者預かりと介抱人

「当山参籠につき御条目并茶屋共請書」(寛政11年(1799))

「前々々当山江参籠之病人有之候節者右身寄之人体并家人出入之輩附添来致介抱候振合(ママ)之处、近来於山内強力と名目を呼参籠之病人を預り致介抱候由」(「実相院文書」31-274(31-262))。

「病人之内手強き狂乱之輩有之候得者、猥に打擲等いたし、其上三度之食事等をも不与各人同様に搦め置、自分者山内或は村方迄江も遊び歩行、別而婦人抔預り候而者自分慰物同様に取扱、又者参籠之輩江博奕を進め、其外種々不宣儀共有之趣逐一相聞江候に付、是迄毎々御吟味之上山内を追下し候得共兎角手引之者有之候故哉いつとなく山内江帰集如以前悪事相働候由甚以不屈之至ニ候。依之此度茂又々右之族被追下候処茶屋五軒之者共右介抱人之儀被下ケ候而者参籠之輩差当手支ニ相成下山之輩も有之候而銘々渡世ニ茂相拘り難儀仕候間以後之儀者急度悪事無之様一同御請合申上介抱専一ニ為仕可申候之間是迄之旧悪筋何分御憐愍を以御赦免被成下右介抱人之者共婦山仕候様段々相願候ニ付前々々之振合とは致相違候儀ながら差当り参籠之輩及難儀随而茶屋之者共渡世滞りにも相成候趣難黙止相聞候ニ付則願之通此度下山之族山内江入込候義差免候間以来左之條々急度為相慎聊ニ而も不法之働無之様其方共迄も可相心得則此度改被仰渡之御條目左之通。」(「実相院文書」31-274(31-262))。

松屋で世話してもらっていた「乱心者」米三郎の金子10両がなくなるという事件が起こった時（天保14年（1843））、松屋源兵衛は米三郎の訴えをしっかりと受けとめ、参籠中のもう一人の「乱心者」の助十郎のせいにして、事件を終わらせたりせず、助十郎は正直すぎて病気になってしまったような者なので、彼が犯人とはとても考えられないが、自分の妻、養子のせがれ、介抱人に関してはなんともいえないと書いた吟味願いを、実相院に提出している（跡部信・岩崎奈緒子・吉岡真二「近世京都岩倉村における「家庭看護」」下、『精神医学』第37巻第12号、医学書院、1995年、p.1338）。ここには患者と患者家族の信頼を得ようとしている松屋（茶屋・宿屋）の姿勢が見られる。

専門の介抱人が付き添うことによって患者が長期滞在してくれると、それは岩倉の人にとってもありがたかったと思われる。当時の岩倉の主産物は米とたきぎで、どちらも重く、荷車がほとんどなかった時代には、運ぶのがめんどうなものであったが、患者が岩倉に長期滞在してくれると、米やたきぎは、それを京都へ運ばずとも、商品になった。また、介抱人という仕事が生まれた。さらに、宿泊業務をするようになった茶屋が潤うようになった。

京都癲狂院の設立と岩倉における患者受け入れ禁止

「愛宕郡北岩倉村大雲寺ノ如キハ蔽屋ヲ設ケ此患者ヲ之レニ籠シ徒ラニ佛ニ託シテ世話料且飯料等ヲ食リ、此レカ為許多ノ金ヲ費サシメ病乱ノ愈サル而已ナラス却テ困窮ニ陥ルノ期ヲ促シ……彼ノ癲狂院ニ倣ヒ適當ノ静地ヲ撰ヒ閑室ヲ設ケ此患者救助ノ方法施行相成候ハバ人民御保全ノ途至レリ尽セリト云ヘシ。」（栞政輔「建言」（『京都府史』第二編（自明治八年至明治十一年）、「政治部衛生類」第六、「癲狂院一件」））

「患者ニ於テハ治療ノ事無ク唯食少シテ毎日仏閣ニ上ラセ運動セシムルノミ。寒カラザル時ハ仏閣ノ傍ニ滝アリ此滝ノ水ニウタセル趣。故ニ佛ヲ念シテ平愈スル道理毫モ無ク唯土地ノ閑静ニ自然精神モ鎮ト想像セラレ乃チ觀世音ハ有名無実タリ。前頭ノ次第

ニ付大雲寺ニ於テ金錢ヲ貪ト云フ譯ニハ非ス。当今ニテハ四軒ノ宿並村人等佛ニ託シ金錢ヲ貪ルト察セラル。」（山根真吉郎「北岩倉大雲寺之儀ニ付探索書」（『癲狂院一件』））

「岩倉村大雲寺久世村大日堂等ノ如キ信佛ニ託シ病者ヲ集ム。此地閑静ナルヲ以テ一時意識ヲシテ舒暢開放セシムルニ似タレトモ其實ハ村民僧尼ノ狂者ヲ宿セシメ網利ノ具ト為スノミニテ暴挙傷損ノ患害アリ。若シ患者癲々狂喚スレハ布団ヲ以テ全身ヲ裹壅シ糸繩ヲ以テ縛繫スルコト数時病者其苦惱ニ堪ヘスシテ漸々疲労スルヲ窺ヒ之レヲ解放ス。……依テハ此寺佛ニ據ルヲ禁スヘシト雖トモ代ルニ癲狂院ノ設ナケレハ能ワス。……仰願クハ一挙両全ノ法ヲ以病者ヲ保護シ親戚ニモ危害ナカラシメンコトヲ。」（明石博高「建言」（『癲狂院一件』））

京都癲狂院が明治8年（1875）7月25日に南禅寺山内に開業し、岩倉村で患者預かりをすることは禁止された。

京都癲狂院の廃止と岩倉への患者の帰還 —— 京都癲狂院設立目的の再検討 ——

ところが京都癲狂院は、明治15年（1882）9月21日に、赤字と、「干渉主義」といわれる榎村府政から「任他主義」を掲げる北垣府政への政策転換のゆえに廃止され、精神病患者がまた岩倉へ集まり始めた。

「岩倉ニ於テ精神病者ヲ預リ居ル家ハ主トシテ之ガ営業ニ従事スルモノノミニシテ、其他ノ民家ニ於テハ殆ンド之ノ如キモノアルヲ見ズ、勿論特別ノ場合、例令バ貴顕紳士若シクハ華族等ニシテ精神病者ヲ発スル時ハ、営業者ニ任セス、自家ニ縁故アルモノ若シクハ縁故アルモノノ親戚等ニ委嘱スルコトアリ。殊ニ如此風習ハ維新當時ニ於テ行ハレ、屢々布令等ニ於テ遏防セシト雖モ益々盛ントナリ、明治十五六年ヨリ最モ不規律ヲ極メタリキ。然ルニ明治二十年頃、一民家ニ保護セシ患者、一日家人ノ留守中自ラ放火シ、家ヲ全焼セシメ、且ツ自己モ焼死セシヨリ、其後ハ民家ニ於テ殆ンド精神病者ノ跡ヲ絶ツニ至レリ。」（呉秀三「我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設」、『東京医学会創立廿五年祝賀論文第二輯』、1912年、p.131-132）。

「華士族子弟民籍編入希望ノ者願出ヘキノ事。自今華士族子弟厄介之輩、平民籍江加入為致候様、可為勝手事。」(京都府布令明治5年第88号)

華族・士族・平民相互の養子縁組が自由になった(明治6年(1873)1月22日)。

明治10年(1877)、明治天皇の京都市幸時、天皇の代覧として有栖川熾仁親王が2月6日に京都癲狂院を訪問。25円を下賜している。そして「精神病院に親王が公式訪問したのはこの時だけであろうといわれている(加藤博史『福祉の人間観の社会誌』、晃洋書房、1996年、p.188)。

「明治十二年二月当府第七十九号ヲ以テ非役帶勲者并ニ有位ノ輩転居及ヒ死亡等ノ節ハ本人若クハ其相続人ヨリ直ニ式部寮ヘ可届出旨相達置候處往々等閑ニ打過候者有之ニ都合不少候條自今有位者及ヒ帶勲者ハ在役非役ニ不拘転居改姓名或ハ他管下ヘ寄留本管ヘ帰着ハ其本人ヨリ又死亡者ハ其管轄ノ各郡区長ニ於テ取調当庁ヲ経テ式部寮ヘ可届出義ト相心得可シ此旨布達候事。」(京都府布令明治15年甲2号)

「華族戸籍変更等戸長ニ届出ノコト」(明治18年12月15日・京都府庁文書明治18年後半季乙号達原書(明18-6))。「自今有位者(華族ヲ除ク)貫属替又ハ死去セシトキハ戸長ヨリ郡区長ヘ届出、郡区長ハ其届及ヒ復姓并改名願ヲ取扱タルトキハ直ニ宮内省華族局ヘ通牒スヘシ。右相達ス。」(京都府布令明治20年7月9日甲第83号)

「府立癲狂院ノ廢セララルルニ及ビテ岩倉ノ旅宿業復興セリ。然ルニ其後是等旅宿業者ハ京都衛生課ヨリノ脅迫照会等ニ届シテ終ニ各宿屋合資組織ヲ以テ[明治17年に]精神病院ヲ建設スルニ至レリ。」(呉秀三「我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設」、p.132)

明治20年(1887)「五月廿四日晴天……此日夜十一時三十分頃岩倉之文五郎之隠居ヲ大吉サ借り居ル處ヨリ出火。文五郎万蔵ト小屋嶺四ツ下ル。拙者大ニ驚却シ急テ行キ手伝ヲ為ス。後○○○・◇◇へ出火見舞ニ行キ帰ル。時ニ一時二十分也。」(長谷村の有力者の日記)

「京都ヨリ禁裏様御入来。」(岩倉村の有力者の明治23年(1890)4月5日の日記)

京都癲狂院は、患者を岩倉における悪い扱いから保護するということ以外の目的のために設立された

のではない。

岩倉病院・精神病者保養所の繁栄と一般家庭における患者預かりの衰退

岩倉では、町内会とでもいべき「愛宕講」に「預り人患者ノヒロメ」料として明治30年(1897)9月に酒三升五合を納めている家が見られるが、「旅宿民舎に於て猥りに狂者を監護する事を厳禁」する精神病者監護法(1900年)が施行されたためか、その頃から表現が「預り病人被知」料、「客人寄留見被知料」などと変化し、やがて、一般家庭で患者を預かるのは、病院や精神病者保養所などの看護人家庭だけになっていった。

「宿屋」、「養生所」から改称した精神病者「保養所」は、病院ではなかったが、「院外に於ける保護は業務上の既得の権利として、保護し取締られて存続して居る。……法規は何もない。古い歴史を持つて居るのでやつて居る。病院と関係なく私[土屋院長]が唯預つて居る。非監置精神病者の下宿を許して居る程度である」(「第一回全国公立及び代用精神病院院主院長会議(1932年12月5日)の詳報」、『精神衛生』、日本精神衛生協会、第5号、1933年、pp.11-12)

岩倉病院の拡大

明治25年(1892)、岩倉癲狂院(明治17年(1884)設立)は私立岩倉精神病院と改称。

明治38年(1905)、私立岩倉精神病院は私立岩倉病院と改称。在院患者43人。

明治40年(1907)9月17日、男子発揚病者の放火により、私立岩倉病院は焼失。

明治42年(1909)2月22日、場所を移し、(株)済修会岩倉病院として出発。入院患者71人。

明治44年(1911)、入院患者149人。大正7年(1918)、入院患者180人。

大正9年(1920)に精神病院法(1919年)により代用精神病院に指定された。

昭和5年(1930)末、入院患者398人。昭和10年(1935)6月、入院患者440人。

「看護人は附けないと仰れば附けるのを止めても勿

論よろしいが、看護人は乱暴予防の為めではなく、放っておけばザーツとして沈鬱になられるのを引き立てて散歩に御伴れしたり、食事や日常の動作を御させしたりして、つまり人格を呼醒ます役目をさせる為めのものであるから、一番大切な治療手段と考へて看護人を御つけしてあるのである。それで、病院では他の事は儉約しても看護人だけは出来るだけ長くつけておきたいのである。今は御当人は大変おとなしくて居られるから、看護人がなくても決して困る事はないが、右の様な意味合のものであるからまだ何うも離したくない」(土屋榮吉岩倉病院長のことば・「岡茂雄から南方熊楠へ」(昭和5年4月27日)、『熊楠研究』第10号、pp.238-239)。岩倉病院は看護人を治療手段と考えていた。

病院・精神病者保養所と地域との相互互惠関係崩壊の始まり

岩倉病院は大正9年(1920)に京都府立精神病院の代用精神病院に指定された。代用精神病院に指定されたことは、岩倉病院にとって名誉なことであったが、岩倉病院は、公費による患者を受け入れなければならなくなった。しかし公費による患者に対して行政から支払われる金は少ないので、その金でも経営が成り立つようにしようと思うと、食費、燃料費を削り、受け入れ患者を増やす必要があった。そこで岩倉病院は、岩倉の米、たきぎをかうのではなく、その頃から出回るようになったトラックを用い、京都中央卸売市場などで安い朝鮮米、石炭を買い、受け入れ患者を増やしていった。また、一部の保養所も、岩倉病院がすることになった。

その結果、岩倉の人は、病院や保養所の受け入れ患者がいくら増えても、少しも恩恵を受けられず、他方、病院からの大量の下水が流れ込む岩倉川の水で米を作っているという理由で米価を下げられ、風評被害も受けるようになった(徴兵されて満州に配属されたある人(1914年生)は、岩倉出身であることがわかると、年長の京都出身の兵に「おまえはキチガイが治って兵隊になっているのやろう」と言って、事あるごとに殴られたという。「岩倉の人とは結婚せんといてな」と親に言われた人(1928年生)も

いる)。岩倉の人は、患者の受け入れと関わりを持つとせず、鞍馬電鉄(現・叡山電鉄。1928年開通)を利用して、京都へ通勤するようになった。

岩倉病院は、昭和20年(1945)7月、陸軍に接收され、事実上、閉院。岩倉病院は、岩倉幡枝町で三菱重工業航空機エンジン試運転場建設用地整地工事に従事する朝鮮人海軍志願兵約300人の宿舎として、使われた。

岩倉病院の青年医師連合の医師たちによる地域への患者解放と迷惑行為の多発

戦後、精神科病院の増床がはかれるようになると、岩倉では旧・岡山保養所が昭和27年(1952)に22床で岩倉病院(以後、戦前の岩倉病院を旧・岩倉病院、岡山保養所が新たに設立した病院を岩倉病院と表記)として開業し、精神科病床を急増させ、1958年には定員が444人になった。そして1954年には旧・城守保養所が37床で北山病院として開業し、精神科病床を岩倉病院と同様に急増させた。そして岩倉病院も北山病院も、生活保護など公費による患者については報告しても、自費や健康保険などによる患者を表に出さないという仕方で、収入を偽り、1960年6月に、入院者数超過、基準看護違反で摘発された。

その岩倉病院において、1969年6月頃から医師たちが、約500名の入院患者を放置し、高給の十全会系の病院へ移籍するなどして、医師が院長一人になるという事態が発生した。「そのような偶然を選び取っ」て集団就職(1970年6月に5人、9月に1人、1972年に1人)してきたのが、青年医師連合の若手医師であった。彼らは、外出、金銭所持、たばこや嗜好品、集会などに対する患者の権利に関して、大幅な規制緩和を行った。

その結果、長い間病院に閉じ込められて社会性を失っていることが多かった患者が、付き添いなしで地域に出るようになり、道端や人家の敷地内での大小便排泄、鍵をかけていない民家への無断侵入、部屋に入っておひつの中に手を突っ込んでごはんを食べ、仏壇に供えてあるものや冷蔵庫の中にあるものを食べ、こたつでミカンを食べ、昼寝をし、水を出したままにして出ていくこと、女性患者が「赤ちゃ

んが生まれたそうだから手伝いにきました」とか、「変な男の人に追いかけているので、助けてください」と言って家に入ってくることで、道路の真ん中歩行、裸歩行、道路やバス内などで奇声を発し、わけのわからないことを言うこと、空き缶・空き瓶・たばこの吸い殻などのポイ捨て、万引き、畑のトマト、庭のカキやミカンを食べること、竹やぶでのたき火、車のタイヤをパンクさせること、男性患者が女子小学生に話しかけて名前や家を聞き出そうとすること、道路で、そして小学校校庭に入って子どもを追いかけること、小学校校舎に入って、うろろろすること、若い女性へのつきまとい、道端や山や神社や寺での性的行為、通行人へのたばこや小銭のせびりを行い、「地域の中で患者は一方的受益者」という状況になった。そして地域住民の不安と不満が大きくなっていったが、病院は、地域住民に迷惑をかけているという意識を持つことがほとんどなかった。

1980年4月15日、賭けマージャンをしている患者に注意をした女性看護師長が、その患者によって岩倉病院内において刃物で殺された。それ以後、患者解放に対する地域住民の反対が強まり、地元町内会は外出患者に看護師が付き添うことを病院に要求した。しかし病院は、「開放医療批判は地域エゴである」（病院は「開放」という文字を使用）として、批判を無視した。

1984年7月、石座神社（岩倉の氏神社）境内で、女性患者が手首を切って自殺をはかるといふ事件が起こり、石座神社は、病院に抗議した。それに対して病院は、「開放医療」の意味を説明すれば、地域住民の理解を得られるであろうと考えたようで、岩倉自治連合会主催の話し合いの場を1984年12月に設けてもらった。ところが住民は、公的な場で病院に苦情をようやく述べることができたため、「怒号と興奮」の中で「開放医療」批判に終始した。それでも誠意を見せない病院側に対し、石座神社は下記の「解放療法についての対策要求申入れ書」を提出した。

「解放療法は、結局のところ地域社会が治療の場となるのであり、その意味においては地域社会も病院内施設も異なるところが無いのであります。したがって、解放療法を行なう地域については、病院施設と同等の法令等に定める要員を配置すべき義務が有る

と信じる次第であり、住民の生活が主体である地域社会においては、住民の不安感の除去、被害の未然防止に特段の配慮がなされるべきであって、むしろ、病院施設の設置基準要員以上の要員配置がなされて当然であると考え次第であります。……貴病院が住民との信頼関係を早急に取り戻される努力を望むとともに、本件要求事項に対し、2月25日までに誠意ある文書回答を寄せられるよう要望するものがあります。」（地域住民は「解放」という文字を使用することが多い）

それでも誠意を見せない病院に対し、岩倉自治連合会が、解放療法の禁止、病院の移転を求める全戸署名の実施をちらつかせ、①開放基準、②開放時間、③地域巡回、④服装、⑤飲酒等に関する改善要求を提出し、地元住民から理解され、信頼される医療を行うことを病院に求めると、病院側は地域側と協定を結び、事務員や看護師が地域巡回、地域清掃を行うようになった。

しかしそれだけでは患者の自殺、事故死、迷惑行為は無くならなかった。病院近くの団地4階からの飛び降り自殺が、1991年9月にあり、それ以前にも2回あった。石座神社御旅所（山住神社）、石座神社近くの山林、権蔵池（用水池）や岩倉川での自殺あるいは事故死もあり、犬が人の頭蓋骨をくわえてきたこともあった。1991年には行動制限対象患者が病院を抜け出し、田植え直後の田の水を抜き、1993年9月26日、患者が放火して岩倉農協の建物を燃やした。

ところが1990年代中頃には地域から苦情がなぜかあまり出なくなった。

患者による迷惑行為の減少の説明

岩倉病院の医師による説明

「道路で下校中の小学生に、家を尋ねる。これらのことを女の子の親は聞いて驚いた。もともと偏見があって拒絶反応が強かった。」（『精神障害者と暮らして来た町・岩倉』（2025年））

「現在、岩倉から出町柳の間で多くの退院者がアパートなどで暮らしている。……開放初期には恐怖や不安の対象であった人たちが今は地域で暮らしている。……ここに至ったのは“慣れ”である。共に

地域で暮らして相互に慣れて暮らせば、共存は可能である。」(同書)

岩倉の地域住民による説明

- 京都市の下水道事業が岩倉地域にも及び、病院の下水が岩倉川に流れ込まなくなった。
- 病院が苦情受付窓口を設けた。
- 病院職員や看護師が地域巡回や地域清掃をするようになった(医師は参加していなかった)。
- 「病院に苦情を言ってもどうにもならない」(娘が患者にいたずらされそうになったので、病院へ抗議すると、「アメリカでは精神に病を持つ人への理解が進み、病院へこんな苦情の電話が入ることなど、ありませんよ！あなたのような人がいるから、日本の精神科の現状は遅れているんです」と看護婦長に説教されることなどが起こった)。
- 出歩く患者が少なくなり、(薬のせい)か患者に活気が見られなくなり、迷惑行為が減った。

わが国の地域精神保健医療福祉では、「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が明確にされ、精神疾患を有する患者を地域の中で支え治療していくことが目指されている。

岩倉でも、地域で一人暮らしするようになった患者が実際に見られるが、彼らの中にはゴミをうまく捨てられない人もおり、大型ゴミの放置、収集日以外のゴミの放置、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などのポイ捨て、路上や私有地での大小便排泄、賽銭を盗むこと、墓に供えてある酒を飲むこと、たばこの臭いがしみついた服を着てバスなどに乗ること、バスなどの車内で変なことをぶつぶつ言うことが見られる。ゴミや大便などは病院職員や看護師や地域住民が処理するなどしているが、処理できない問題もある。

地域に患者を付き添いなしで出したところ、患者にも地域住民にも慣れが生まれ、地域住民から苦情がほとんど出ていないという医師の説明によって、現状をよく理解できるとは思われず、放っておいて、状況が改善するとも思われない。

精神疾患を有する患者を地域の中で支え治療していくために

岩倉における患者預かりは、預かる家・宿屋と患者とだけに関係することではなく、患者が岩倉に長期滞在してくれると、岩倉の主産物である米とたきぎが、京都へ運ばずとも、商品になり、介抱人という仕事生まれるなどして、地域と互恵関係にあった。

患者を預かっていた家は、「患者を預かったので、お見知りおきください」と、町内会にあいさつをし、地域住民は、患者にまき割り、洗濯、農作業、子守などを手伝ってもらうこともあった。そしてそのことが、患者に対する地域住民の信頼感を生み出し、患者に地域の一員としての意識を持ってもらうことにつながっていた。

旧・岩倉病院が京都府立精神病院の代用精神病院に指定された1920年以降、とりわけ新・岩倉病院が1952年に、そして北山病院が1954年にできてからは、下水被害、風評被害(「京都の人は、岩倉行きをあまり好まない。それは東京の人のいう松沢行きと同じように、岩倉には精神病院があるからだ」(林屋辰三郎『京都』、岩波新書、1962年、p.92)・「岩倉といえ、気がいい病院が連想された。「かわいそうに。あの人も岩倉行きだ」といえば、気がふれたということになる」(井口海仙「岩倉」、『淡交』No.9、1968年、p.95))に加え、患者の迷惑行為に地域住民が悩まされるだけという関係にほぼなった。

精神疾患を有する人を地域の中で支え治療していく「地域包括ケアシステム」の「地域」は、病院近くというよりは、患者が慣れ親しんだ地域であるべきであろう。そして「地域包括ケアシステム」構築を目指し、地域を治療の場とみなすのなら、地域で暮らす患者が、地域で迷惑行為を行い、周囲の人に不快や不安を与えれば、その問題を解決し、患者が地域で暮らしていくためには何が求められるのかを、考えなければならないのではないかと。

第19回研究会及び資料閲覧、岩倉巡見会総括

瀧澤 利行
(茨城大学)

2025年12月6日(土)、7日(日)の両日に第19回研究会および参加可能者による京都府立京都学・歴彩館の所蔵資料の閲覧と洛北岩倉の精神医療史関連史跡の巡見が行われた。研究会の報告内容については、当日の報告を担った赤司友徳氏、中村治氏の研究ノートおよび報告要約が本号に掲載されるので、詳細はそちらに譲り、概略を紹介することにとどめる。

以下、時系列に沿って研究会および関連活動を摘記する。

1. 京都府立京都学・歴彩館所蔵資料閲覧

12月6日(土)の10時から高野信治研究代表者をはじめ、4名の分担研究者で京都府立京都学・歴彩館が所蔵する京都の近世期地方資料を閲覧することができた。京都府立京都学・歴彩館は、京都に関する資料の総合的な収集、保存、公開を50年以上にわたり担ってきた府立総合資料館に、京都の歴史・文化に関する研究支援や学習・交流の機能を加えた総合的な学術・文化機関であり、京都府立大学と同一構内にあり、京都府立大学と一体的な機能を有している。

今回の閲覧では、15万点にもおよぶ同館古文書類のなかから「谷口家文書」を中心に近世後期の地方役所での精神障害に対応する記載内容を通覧した。12時までの2時間ではその一端すら触れ得ないほどに膨大な資料蓄積があり、戦災の惨禍を免れることができた京都ならではのことと感銘を覚えた。

同館では歴史資料アーカイブ(公開)においてインターネットを介しての資料検索が可能であり、<https://www.archives.kyoto.jp/websearchpe/>へのアクセスで、簡易検索、詳細検索ともに可能になっており、例えば古文書類のフリーワード検索で「養生

を入力・検索すると、現状で17件がヒットし、書誌事項とともに概要が記されているものの数多い。このように、きわめて活用度の高いアーカイブが構築されている。閲覧のための労をとっていただいた分担研究者の東昇氏(京都府立大学文学部教授)に改めて深くお礼申し上げる。

2. 第19回研究会

6日午後からは第19回の研究会が京都府立大学文学部ミーティングルームで開催された。当日の報告は2題であった。

1) 「監獄のなかの精神障害者——1900年『精神病患者監護法』前後の処遇と責任の再編——」

第1席は分担研究者の赤司友徳氏(九州大学大学文書館准教授)による「監獄のなかの精神障害者——1900年『精神病患者監護法』前後の処遇と責任の再編——」であった。同報告は、1900年「精神病患者監護法」前後の時期に、精神障害者(史料上は「瘋癲人」などと記される)がどのように扱われたかを、監獄制度、警察制度、行旅病人処遇制度、そして養育院など複数の制度実態の結節として読み説くことを期したものであり、刑期満了後に身元不明・引受人なしとなった精神障害者が、どこへ送致されどの制度に組み込まれたかを明らかにしようとするものである。

先行研究の分析については詳細にわたるので、本号掲載の同氏の研究ノートを参照されたいが、行旅病人・行き倒れ研究においては、多数の疾患・心身障害者が含まれていたことを示すが、精神障害者を独立したカテゴリーとしては扱っていないとしたことにまず興味がわいた。

明治期の諸制度における精神障害者の扱いについては、東京府では親族による監護を前提としつつ、身元不明者・引受人なしの精神障害者は病院収容へという方向が形成されていたのに対して、他府県では病院が不足し、監獄に公費収容されるケースも多かったと事実が示された。

また興味深かったのは、監獄則と懲治場・別房留置に関する考察である。「監獄則」(1872年・1881年)により、精神障害者を含む多数の「問題のある人々」が懲治場・別房に収容される構造が存在したということである。別房留置制度廃止後も、刑期満了後の身寄りのない精神障害者の処遇は不透明で現場が混乱していたとのことである。

行旅病人制度・養育院制度との関連については、養育院は本来的に行旅病人を収容する役割をもつが、その収容能力は小さかったため、精神疾患をもつ刑余者の多くは救済されなかった。結果として、精神障害をもつ人々は監獄・警察・路上・養育院を漂流する状況が続いた。さらに、刑法が精神障害者の処遇規定をもたなかったため、監獄が精神障害者問題を抱え込む構造が生じた。この点が、本報告で最も関心を惹いた点といえる。すなわち「発狂囚」が「迷惑者」とされ、処遇の曖昧性、不適切性が繰り返し問題化され、監獄医の専門性不足が指摘されることになり、精神病学の導入や専任医配置が要求されるようになったことは、非常に得ることの多い指摘である。

いわゆる相馬事件などの影響もあって制定された1900年「精神病患者監護法」では、親族と市町村長に監護義務を明記し、引受人のない精神障害者は地方自治体が公費で病院収容する仕組みが整備されたが、病院数不足や財政難、執行すべき行政の消極性により、制度上の理想は実現せず多くの精神障害者(特に刑余者)は監獄に留まり続けた。

こうした分析にもとづき、著者は次のように結論づけた。すなわち、日本では欧米のような「大いなる閉じ込め」(M. フーコー)が単純に当てはまらず、「閉じ込めの不徹底さ」と「責任主体の不明確さ」が特徴であり、家族、自治体、警察、監獄、養育院の間でその責任が押し付け合われ、行き場のない人々が監獄に「残余」として滞留した。監獄は精神障害・

貧困・移動・犯罪といった複合的マイノリティ性が交錯する場であり、近代日本の障害史・貧困史・監獄史の結節点として再評価すべきと結論づけた。

2) 「精神障害者と暮らしてきた町・岩倉」

第2席は、分担研究者の中村治氏(京都府立大学特任教授・大阪府立大学名誉教授)による「精神障害者と暮らしてきた町・岩倉」であった。同報告は、京都・岩倉地域における精神疾患の人々と地域社会との関係が、近世から現代に至るまでどのように形成され、変容してきたかを、多数の史料にもとづいて詳細に整理したものである。

報告はまず、近世期における霊験信仰と治療文化に関わって、17~18世紀の京都岩倉の大雲寺を中心に、眼病や精神疾患に効果があると信じられた御香水の伝承が広まり、参籠・滝行を通じた「治癒の場」として「岩倉」が形成されたことを明らかにした。精神病者を支える「介抱人」制度もこの時期に萌芽し、地域の茶屋や宿屋とも結びついた。

そして、この関係性が地域社会との相互互惠関係の成立を促すことになる。近世後期から幕末期にかけて、地域住民が精神病者を預かり、患者は共同生活者の一員として受け入れられ、地域住民も経済的利点を得ていたことが、さまざまなエピソードの紹介とともに論じられた。

ところがそうした関係性は社会の近代化と制度介入により断絶の経緯を歩む。明治8年(1875年)の京都癲狂院設立により、岩倉での患者預かりは一時禁止されたが、同院の廃止(1882年)後は再び患者が流入した。患者による放火事件などを契機に、一般家庭での預かりは次第に衰退していくことになる。

そうした中で、精神医療史でしばしば語られる岩倉病院の成立と拡大がなされることになる。明治末期から昭和前期にかけて民間精神病院が整備されていく過程で、岩倉病院は最大400名を超える患者を抱える施設へと拡大した。治療における看護人の役割が重視され、病院と地域社会のつながりは続いたものの、徐々にその関係性は変化していく。戦後の1970年代から1980年代にかけて、精神科医師不足や欧米から移入された精神疾患の「開放医療」の推進により、患者の無制限外出が進み、大小便の路上排泄や

民家侵入などの迷惑行為や事故・放火などが多発した。このため地域の不安と不満は頂点に達し、病院に対して「開放療法の禁止」「移転要求」も出された。このようなことから1980年代後半以降、病院と地域住民との協定が結ばれ、地域巡回、清掃活動、苦情窓口の設置などの対策が実施されるようになった。さらに下水道整備や外出患者数の減少、薬物療法の変化などもあり、迷惑行為は次第に減少し、落ち着いた地域の存在が確認されるようになった。

この岩倉地域における精神障害者との共生環境の推移は、今日の「地域生活中心」理念に照らしてみると、岩倉で見られる退院者の単身生活には、ゴミ処理・衛生・行動の問題など、地域が対応を迫られる課題が多い。報告では、地域を治療の場とするならば、住民への負担だけでなく、患者の生活支援にどのような体制を整えるべきか、改めて検討が求められていると結論づけられた。

同地域に生を受け、その地で暮らしながら、精神医療史の研究を続ける中村氏なればこそその視点での研究であり、参与観察的歴史研究の重要性を感じる

ことができた報告であった。

3. 岩倉地区巡見

7日（日）は、中村氏をガイドとして、岩倉地区の精神医療史史跡の巡見を行った。山住神社、旧岩倉病院跡、現いわくら病院、北山病院、岩倉実相院、大雲寺、石座神社、不動の滝などを巡った。山住神社は社殿を持たず、御神体の磐座を崇める古神道様式である。大雲寺は延久4年（1073年）の後三条天皇の第三皇女が心を病んだとされる際に、大雲寺の観世音に祈願し、大雲寺の井戸の水を飲んでいたところ治ったという伝承「御香水之由来」があり、憑かれた人々がその事績にあやかろうと参拝するようになり、「脳病平癒の御利益」をもとめて全国からの参拝者が絶えなかったといわれる。

授業等で取り上げる各地を巡れたことは筆者にとっても何よりの収穫であった。懇切なご案内をいただいた中村氏に改めてお礼を申し上げる。